

財政の健全化の推進に関する提言・要望

地方公共団体財政健全化法の施行について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方公共団体財政健全化法に基づく制度の運用にあたり、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないように十分配慮すること。
2. 地域活性化・公共投資臨時交付金対象事業における補正予算債及び国直轄事業負担金の財源確保のための地方債の元利償還金については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、その算入から除外すること。